

29年「司法試験」合格者数、 2.5%減の1,543人！

合格者数は法科大学院組“減少”、
予備試験組“増加”。合格率は2年ぶり上昇の25.9%。

旺文社 教育情報センター 29年10月

法曹養成改革の推進が図られているなか、29年司法試験の実施結果が発表された。

合格者数は前年より40人(2.5%)減の1,543人で、政府の目標値である“年間1,500人程度”をやや上回った。合格率は、前年より2.9ポイント上昇の25.9%。合格者の内訳は、法科大学院修了者(以下、法科大学院組)が前年より95人(7.0%)の減少となる1,253人に対し、予備試験通過者(以下、予備試験組)は55人(23.4%)増加の290人だった。

法科大学院入学者11年連続減の下、司法試験の受験者・合格者とも2年連続減少である。



<司法試験の動向>

まず、新制度導入の18年以降の司法試験(新司法試験)の受験・合格状況を概観してみる。

18年～23年は受験者数の増加、合格者数の停滞状態と合格率の下降が目立つ。24年は受験者数の減少、合格者数の増加、合格率の上昇がみられた。25年は受験者数が2年連続減少、合格者数もやや減少したが、合格率は2年連続のアップ。26年は受験者数が3年ぶりに増加したが、合格者数は2年連続の減少で、合格率は18年以降で最低となった。27年は受験者数前年並み、合格者数3年ぶりの増加で、合格率は2年ぶりに上昇。28年は、受験者数が3年ぶりの大幅減、合格者数も2年ぶりの大幅減で、合格率は前年並みだった。

29年は受験者数・合格者数とも2年連続の減少であったが、合格率は2年ぶりに上昇し、3年連続の横ばい状態から脱した。(図1～図5、表1～表3参照)

○ 受験状況

司法試験の受験者数は、法科大学院における既修者コース(2年制)のみの受験となった18年(第1回)は2,091人であったが、未修者コース(3年制)も加わった19年には18年の2.2倍に当たる4,607人となり、以降、年々増加して23年には8,765人に達していた。

しかし、24年は初参加の「司法試験予備試験」(以下、予備試験。後述)合格者(予備試験組)85人の受験を加えても、前年を初めて378人(4.3%)下回る8,387人だった。25年は予備試験組の受験者が前年より増加したが、法科大学院修了者(法科大学院組)が減少し、全

体では前年より 734 人(8.8%)減の 7,653 人。26 年は法科大学院組、予備試験組ともに受験者が増加し、全体では前年より 362 人(4.7%)増の 8,015 人で、3 年ぶりに増加。27 年は法科大学院組が減少、予備試験組が増加し、全体では前年よりわずか 1 人増の 8,016 人となった。28 年は法科大学院組が前年より 1,198 人(15.5%)減の 6,517 人、予備試験組が 81 人(26.9%)増の 382 人で、全体では前年より 1,117 人(13.9%)の大幅減となる 6,899 人。

29 年は法科大学院組が前年より 950 人(14.6%)減の 5,567 人、予備試験組が 18 人(4.7%)増の 400 人で、全体では前年より 932 人(13.5%)の大幅減となる 5,967 人だった。

◆ 既修者・未修者コースの受験状況

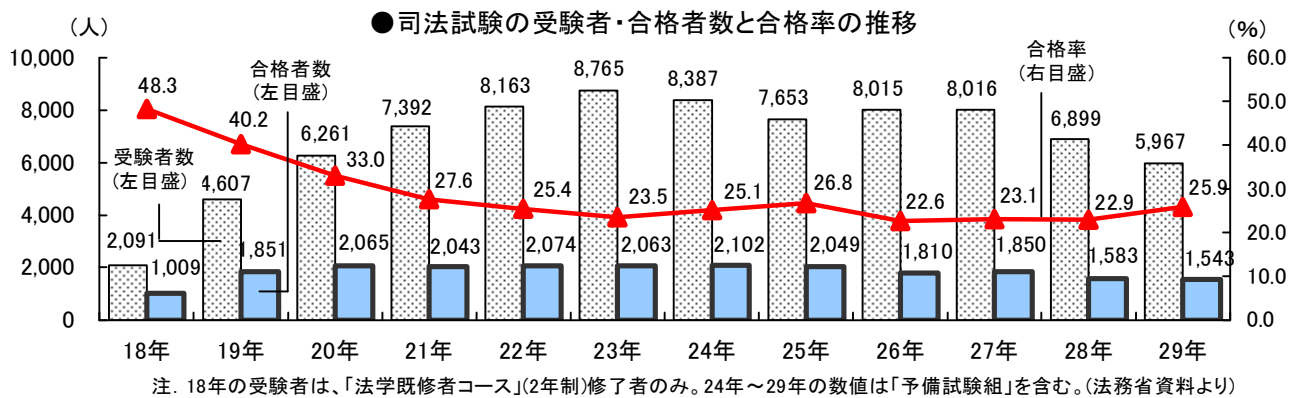
法科大学院の既修者・未修者コースの各修了者が司法試験を受験した 19 年～29 年のコース別の受験状況を見てみる。

既修者コースの司法試験受験者数は 19 年の 2,642 人から 22 年の 3,353 人まで増加した後、25 年の 3,152 人まで減少。その後は過去最多となる 27 年の 3,506 人まで増加した後、再び減少して 29 年は 2,823 人と 2,000 人台まで減少した。ただ、20 年～28 年は毎年、既修者コースの受験者数が未修者コースを下回っていたが、29 年は 10 年ぶりに上回った。

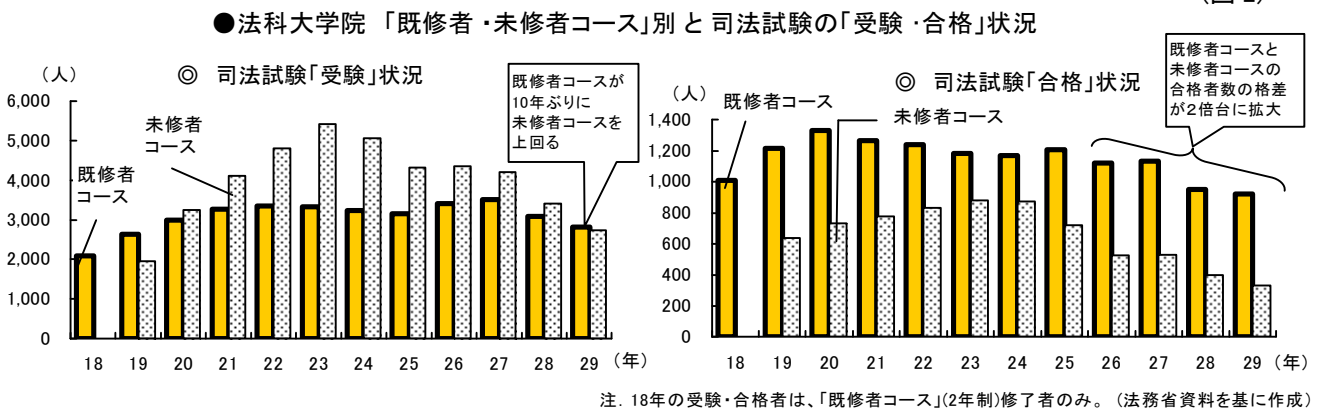
一方、未修者コースは 19 年の 1,965 人から過去最多となる 23 年の 5,429 人まで増加した後、26 年の若干の増加以外、29 年の 2,744 人まで毎年減少した。

因みに、法科大学院組の 29 年の司法試験受験者 5,567 人のうち、未修者コースは既修者コースより 79 人少なく、占有率は 49.3%と 50%を割った。

(図 1)



(図 2)



○ 合格状況

◆ 合格者数

司法試験の合格者数は18年の1,009人から20年の2,065人まで増加したが、21年は2,043人に減少。22年はやや増加して2,074人であったが、23年は再び2,063人に減少。24年は法科大学院組の合格者2,044人に初参加の予備試験組の合格者58人が加わり、全体の合格者数は2,102人に増加した。25年は法科大学院組の合格者1,929人、予備試験組の合格者120人で、合計2,049人に減少した。26年は法科大学院組の合格者が1,647人、予備試験組の合格者が163人で、全体の合格者数は1,810人となり、2年連続で減少した。27年は法科大学院組の合格者が1,664人、予備試験組の合格者が186人で、全体の合格者数は前年より40人(2.2%)増の1,850人で、3年ぶりに増加した。28年は法科大学院組の合格者が前年より316人(19.0%)減の1,348人、予備試験組の合格者が前年より49人(26.3%)増の235人で、全体の合格者数は前年より267人(14.4%)減の1,583人となり、2年ぶりに減少した。

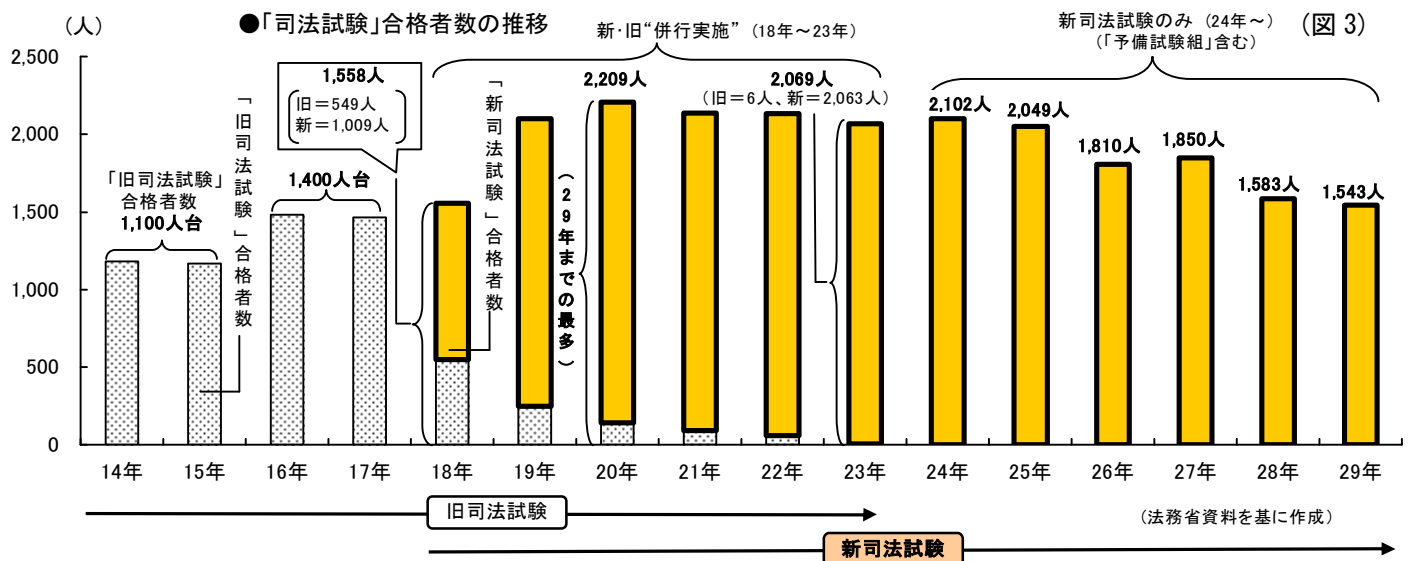
29年は法科大学院組の合格者が前年より95人(7.0%)減の1,253人、予備試験組の合格者が前年より55人(23.4%)増の290人で、予備試験組は過去最多であった。全体の合格者数は前年より40人(2.5%)減の1,543人で、2年連続の減少となった。

◆ 29年「司法試験」合格者数、18年以降で“最少”

23年まで実施された旧司法試験合格者数は、現行の司法試験開始(18年)までの14・15年が1,100人台(合格率2%台)、16・17年が1,400人台(同3%台)で推移していた。

法科大学院修了者(既修者コース)の受験が始まった18年以降の司法試験合格者数(18年～23年は併行実施の旧司法試験合格者数含む)の推移をみると、18年が1,558人(旧司法試験合格者=549人、新司法試験合格者<法科大学院・既修者コース>=1,009人)、19年～25年2,000人台、26・27年1,800人台で、28年(合格者1,583人)は10年ぶりの1,500人台であった。29年の合格者数1,543人は18年の新司法試験導入以降で最少。

なお、29年までの合格者数最多は20年の2,209人(旧=144人、新=2,065人)である。



◆ 既修者・未修者コースの合格状況

法科大学院の既修者・未修者コース別の19年～29年の司法試験合格状況をみても。

既修者コースの司法試験合格者数は、19年の1,216人から27年の1,133人まで、概ね1,300人前後～1,100人台だが、28年951人、29年922人と2年連続900人台に減少。

また、既修者コースと未修者コースの合格者数をみると、25年までは既修者コースのほうが未修者コースより1.5倍前後の多さであったが、26年以降は2倍以上に拡大した。

因みに、29年の法科大学院組の合格者1,253人のうち、既修者コースは未修者コースの2.8倍に当たる922人(占有率73.6%)、未修者コースは331人(同26.4%)であった。

◆ 合格者の“集中化”

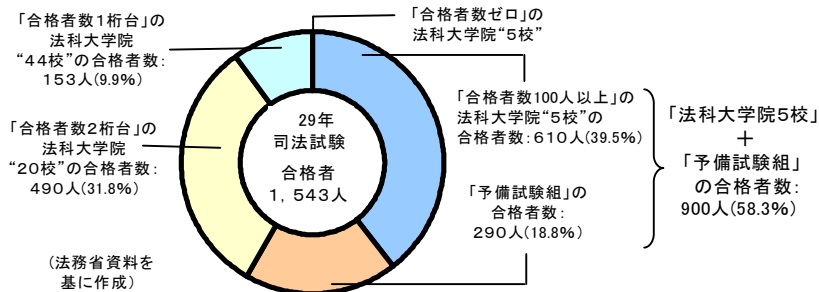
法科大学院74校(廃止、募集停止校の受験者含む)の29年合格状況をみてみよう。

「合格者数100人以上」の5校(全校数の6.8%)の合格者数は610人(予備試験組含む全合格者数の39.5%)／「合格者数2桁台」の法科大学院20校(同、27.0%)の合格者数490人(同、31.8%)／「合格者数1桁台」の法科大学院44校(同、59.5%)の合格者数153人(同、9.9%)／「合格者数ゼロ」の法科大学院が5校(全校数の6.8%)である。

「合格者数100人以上」の法科大学院“5校”と“予備試験組”の合格者数(290人)を合わせると900人となり、全合格者数の58.3%を占める。また、予備試験組を含め合格者数102人の6位と7位の66人とでは、1.5倍の開きがある。

合格者数における一部法科大学院と予備試験組への集中化がうかがえる。

●29年「司法試験」合格者の内訳 (一部法科大学院と予備試験組への集中化) (図4)



○ 合格率

司法試験の合格率は、18年(第1回。既修者コースのみ)の48.3%を最高に、23年まで受験者増と合格者数の停滞状態を反映して年々ダウンし、23年は23.5%まで下降した。

24年は受験者数の減少に加え、予備試験組の新規参入などから、合格率は25.1%に上昇。25年も受験者数減少の下、予備試験組の高い合格率と法科大学院組の合格率アップで、全体の合格率は26.8%となり、2年連続の上昇。26年は、受験者数の増加と合格者数の減少で、合格率は22.6%に下降し、現行の司法試験(18年～)では最低となった。27年は受験者数のほぼ前年並みと合格者数の増加から、合格率は2年ぶりに23.1%に上昇した。28年は受験者数・合格者数とも大幅に減少し、合格率は22.9%に下降した。

29年は受験者数の大幅な減少(前年比13.5%減)に対し、合格者数が予備試験組の大幅増(同23.4%増)などによって全体として小幅な減少(同2.5%減)に留まり、合格率は2年ぶり

に前年より 2.9 ポイント上昇の 25.9%と、3 年連続の 23%程度から脱した。

29 年の法科大学院組の合格率は 22.5%(前年比 1.8 ポイント上昇)で、2 年ぶりの上昇である。一方、予備試験組の合格率は 72.5%と、法科大学院合格率トップ(50.0%)より 22.5 ポイント高く、初参加の 24 年以降で最高となった。

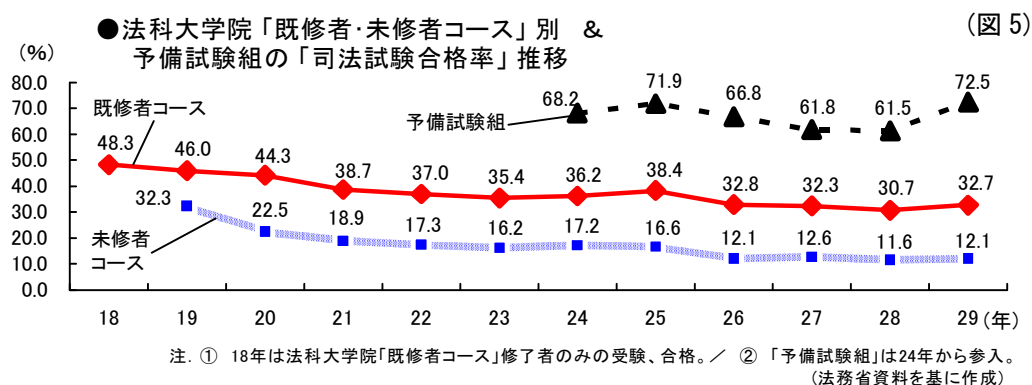
◆ 既修者・未修者コース、予備試験組の合格率

法科大学院の既修者・未修者コース別、及び予備試験組のそれぞれ司法試験合格率の推移をみる。

既修者コース修了者の司法試験合格率は 18 年の 48.3%を最高に 20 年の 44.3%まで下降し、その後は 25 年まで 30%台後半、26 年～29 年は 30%台前半で横ばい状態である。ただ、29 年は前年より 2.0 ポイント上昇の 32.7%で、4 年ぶりにアップした。

未修者コースは 19 年の 32.3%を最高に、20 年は 22.5%に下降。21 年～25 年は 10%台後半、26 年～29 年は 12%前後で推移し、29 年は 12.1%だった。

他方、予備試験組の合格率は参入当初の 24 年に 68.2%、25 年 71.9%で、その後は 3 年連続 60%台であったが、29 年は前述のように過去最高の 72.5%に達した。



<各法科大学院の合格実績>

各法科大学院における 18 年～29 年までの司法試験合格実績をみてみよう。

当期間における全法科大学院の累計合格者数は、2 万 990 人である。各法科大学院の合格者累計は、東京大 2,094 人(累積合格率 78.90%)／中央大 1,975 人(同 68.24%)／慶應義塾大 1,926 人(同 76.55%)／早稲田大 1,559 人(同 62.34%)／京都大 1,529 人(同 78.57%)／一橋大 827 人(同 80.37%)／明治大 807 人(同 48.59%)の 7 校が 800 人以上である。

一方、累計合格者数 10 人台と 1 桁台がそれぞれ私立 1 校で、ともに「廃止」校である。

この間の各法科大学院の累積合格率は、一橋大 80.37%／東京大 78.90%／京都大 78.57%／慶應義塾大 76.55%／神戸大 70.90%など 16 校が 50%以上、全法科大学院の累積合格率 51.81%の“半分”に達していないのは 15 校に上る。そのうち 11 校が合格率 10%台、1 校が 1 桁で、合格者数・合格率の法科大学院間の格差が目立つ。(表 2・表 3 参照)

<表1>

●法科大学院別 司法試験の受験状況 (18年~29年)

Table with columns for University Name, Year (18-29), and Total Applicants (18-29). It lists 46 law schools and their respective applicant numbers over the period.

注. <表1・表2> ①表中の/は受験者ゼロ(修了者なし含む)。②色網を付した法科大学院は、既に募集停止(廃止含む)、あるいは募集停止を表明。(29年9月判明分)。

<表2>

●29年司法試験 合格者数5人以上の法科大学院 (合格者数順)

Table showing the top 35 law schools by the number of graduates in the 29th judicial exam, including university names, number of graduates, and pass rates.

注. ① 色網を付した法科大学院は、既に募集停止(廃止含む)、あるいは募集停止を表明。(29年9月判明分)

●法科大学院別 司法試験の合格状況 (18年~29年)

Table with columns for University Name (大学名), Year (18年-29年), and Judicial Exam Statistics (合格者数, 合格率, 合格者数, 合格率). Includes a summary row at the bottom for the total (合計(平均)).

○ 受験資格の“喪失”

司法試験の「受験資格」は、法科大学院修了者及び予備試験合格者とされているが、受験に際しては“期間”及び“回数”に関する制限がある。

26年司法試験までは、次のような受験制限が課せられていた。

法科大学院修了者及び予備試験合格者は、それぞれ「課程修了日後あるいは合格発表日後の最初の4月1日から“5年間の期間において、3回”の範囲内」で受験すること。

◆ 「受験回数」制限の緩和措置

司法試験の上記のような「受験回数」の制限については、その緩和措置が検討され、「法科大学院修了もしくは予備試験合格後、最初の4月1日から5年の期間内は司法試験を毎回受験することができる」とする改正司法試験法が26年10月1日に施行された。この結果、27年司法試験では受験制限期間における“4回目”、28年以降の司法試験では“5回目”のそれぞれ受験が可能となった。

● 29年「合格者」の4.0%が制限一杯の“5回目”で合格

29年司法試験の合格者数1,543人(予備試験組含む)の受験回数別人数をみると、1回目870人(全合格者に占める割合56.4%)／2回目292人(同18.9%)／3回目180人(同11.7%)／4回目140人(同9.1%)／5回目61人(同4.0%)である。受験回数の緩和措置で、27年は合格者の8.5%が制限一杯の“4回目”で合格。28年は合格者の3.3%、29年は4.0%がそれぞれ制限一杯の“5回目”で合格している。

なお、法科大学院組の合格者数1,253人に限ってみると、1回目の合格占有率は51.0%で、5回目の合格占有率は7.2%である。

○ 法科大学院修了者の4割強が司法試験の“受験資格喪失”

上述したようなこれまでの受験制限内に司法試験の合格を果たせず、“受験資格喪失”となった法科大学院修了者は、これまでの司法試験において、17年度修了者(既修者コースのみ)の約3割を除き、修了者の5割～4割強に及ぶ。

◆ “受験制限”を経過した各年度修了者の司法試験合格状況

法科大学院修了者による司法試験は、これまで12回(18年～29年)実施されており、17年度～21年度の各修了者は「5年期間内に3回受験」とする26年司法試験までの受験制限を経過している。22年度修了者(23年～27年司法試験受験可能)は、前述のように、27年司法試験で“4回目”の受験が可能となった。更に、23年度修了者は28年司法試験、24年度修了者は29年司法試験で、それぞれ“5回目”の最終受験が可能であった。

“受験制限”を経過した当該年度修了者の司法試験合格状況の概要は、次のとおりである。

① 17年度修了者(18年～22年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(16年度「既修者コース」のみ)=2,350人 → 17年度修了者数(「既修者コース」のみ)=2,176人 → 合格者数(18年～22年)=1,518人 → 合格率=69.8%
- ・受験資格喪失者数=658人 → 受験資格喪失率=30.2%

② 18年度修了者(19年～23年司法試験受験可能)

- ・実入学者数(16年度「未修者コース」+17年度「既修者コース」)=5,480人 → 18年

度修了者数=4,418人 → 合格者数(19年～23年)=2,188人 → 合格率=49.5%

・受験資格喪失者数=2,230人 → 受験資格喪失率=50.5%

③ 19年度修了者(20年～24年司法試験受験可能)

・実入学者数(17年度「未修者コース」+18年度「既修者コース」)=5,660人 → 19年度修了者数=4,911人 → 合格者数(20年～24年)=2,273人 → 合格率=46.3%

・受験資格喪失者数=2,638人 → 受験資格喪失率=53.7%

④ 20年度修了者(21年～25年司法試験受験可能)

・実入学者数(18年度「未修者コース」+19年度「既修者コース」)=5,774人 → 20年度修了者数=4,994人 → 合格者数(21年～25年)=2,355人 → 合格率=47.2%

・受験資格喪失者数=2,639人 → 受験資格喪失率=52.8%

⑤ 21年度修了者(22年～26年司法試験受験可能)

・実入学者数(19年度「未修者コース」+20年度「既修者コース」)=5,610人 → 21年度修了者数=4,792人 → 合格者数(22年～26年)=2,261人 → 合格率=47.2%

・受験資格喪失者数=2,531人 → 受験資格喪失率=52.8%

⑥ 22年度修了者(23年～27年司法試験受験可能)

・実入学者数(20年度「未修者コース」+21年度「既修者コース」)=5,352人 → 22年度修了者数=4,535人 → 合格者数(23年～27年)=2,200人 → 合格率=48.5%

・受験資格喪失者数=2,335人 → 受験資格喪失率=51.5%

⑦ 23年度修了者(24年～28年司法試験受験可能)

・実入学者数(21年度「未修者コース」+22年度「既修者コース」)=4,746人 → 23年度修了者数=3,937人 → 合格者数(24年～28年)=1,937人 → 合格率=49.2%

・受験資格喪失者数=2,000人 → 受験資格喪失率=50.8%

⑧ 24年度修了者(25年～29年司法試験受験可能)

・実入学者数(22年度「未修者コース」+23年度「既修者コース」)=4,115人 → 24年度修了者数=3,459人 → 合格者数(25年～29年)=1,857人 → 合格率=53.7%

・受験資格喪失者数=1,602人 → 受験資格喪失率=46.3%

注. 実入学者数=各年度の修了者に対応する既修者(2年コース)及び未修者(3年コース)の実入学者数の合計/修了者数=各年度の標準修業年限修了者数(既修者と未修者)及び原級留置・休学等の合計/合格者数=各年度修了者の司法試験受験可能期間における司法試験合格者数の合計/合格率=合格者数÷修了者数/受験資格喪失者数=修了者数-合格者数/受験資格喪失率=受験資格喪失者数÷修了者数/各年度とも、受験資格喪失者には非受験者等を含む。

<司法試験と予備試験>

○ 法科大学院を經由しない、“例外的ルート”

18年～23年まで新司法試験と併行実施されていた旧司法試験の廃止を受け、司法試験受験の資格が得られる「司法試験予備試験」(予備試験)が23年から実施されている。

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な法律に関する実務を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格を取得する途を開くために設けられた、

いわば法科大学院の“例外的ルート”に当たる。

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同等の資格で司法試験を受験することができ、受験制限も前述のように同様に適用される。

他方、現行の予備試験の科目には「一般教養科目」はあるものの、法科大学院で所定の修得が必要とされる「基礎法学・隣接科目」や「展開・先端科目」の学修は必要とされない。司法試験の受験資格を与える制度として、予備試験制度は試験科目の面からも法科大学院制度とのバランスを失っているなどの指摘がある。

◆ 予備試験の実施状況

23年から実施されている予備試験の実施状況は、次のとおりである。(図6参照)

● 23年実施

出願者数=8,971人 → 受験者数=6,477人(最初の短答式試験) → 合格者数=116人(最終の口述試験) → 合格率=1.8%

● 24年実施

出願者数=9,118人 → 受験者数=7,183人(最初の短答式試験) → 合格者数=219人(最終の口述試験) → 合格率=3.0%

● 25年実施

出願者数=1万1,255人 → 受験者数=9,224人(最初の短答式試験) → 合格者数=351人(最終の口述試験) → 合格率=3.8%

● 26年実施

出願者数=1万2,622人 → 受験者数=1万347人(最初の短答式試験) → 合格者数=356人(最終の口述試験) → 合格率=3.4%

● 27年実施

出願者数=1万2,543人 → 受験者数=1万334人(最初の短答式試験) → 合格者数=394人(最終の口述試験) → 合格率=3.8%

● 28年実施

出願者数=1万2,767人 → 受験者数=1万442人(最初の短答式試験) → 合格者数=405人(最終の口述試験) → 合格率=3.9%

● 29年実施

出願者数=1万3,178人 → 受験者数=1万743人(最初の短答式試験)

* 最終合格発表は29年11月9日。

◎ 26年～29年の「予備試験」出願者・受験者数、4年連続で法科大学院を上回る

23年から導入された予備試験の推移をみると、拡大の一途をたどり、26年～29年の4年連続で出願者・受験者数ともそれぞれ「法科大学院」を上回っている。両者の“受験者数の差”(予備試験受験者数－法科大学院受験者数)は、次のとおりである。

26年80人(予備試験受験者数÷法科大学院受験者数は1.0倍) ⇒ 27年983人(同、1.1倍) ⇒ 28年2,924人(同、1.4倍) ⇒ 29年3,293人(同、1.4倍)。両者の差は、年を追って拡大している。

ただ、予備試験の受験者数は23年の6,477人から26年の1万347人まで一気に激増したが、27年1万334人⇒28年1万442人⇒29年1万743人と、1万人超えで頭打ち状態にある。

なお、予備試験の合格率は極めて低く、28年は3.9%(競争倍率25.8倍)で旧司法試験の合格率(17年までの単独実施時の合格率は2～3%台)並みの“超難関”試験ともいえる。

○ 「司法試験」合格率：予備試験組＝72.5% V S. 法科大学院組＝22.5%

上記のような超難関の予備試験をパスした“「予備試験」合格者”(予備試験組：24年～28年合格者)のうち、29年「司法試験」の出願者は408人、受験者は400人、合格者は290人で、合格率は前年を11.0ポイント上回る72.5%だった。

一方、法科大学院組(24年度～28年度修了者)の29年「司法試験」合格率は22.5%で、予備試験組の3分の1以下に留まる。(図7参照)

○ 「司法試験」合格者の2割弱は予備試験組、その3割強が法科大学院生、3割が大学生

29年「司法試験」合格者の18.8%を占める予備試験組の合格者290人の「職種」をみると、法科大学院生が97人(予備試験組の合格者数に対する割合33.4%)で最も多く、次いで大学生88人(同、30.3%)、無職50人(同、17.2%)などである。

「最終学歴」では、大学(法科大学院除く。卒業・在学中・中退含む)が152人(同、52.4%)、法科大学院(修了・在学中・中退含む)が130人(同、44.8%)である。(図8参照)

◆ 「法科大学院」経由⇒「予備試験組」の「司法試験」合格の実態

上記の「法科大学院」経由(修了・在学中・中退含む)の「予備試験組」合格者130人が入学した法科大学院(修了27人・在学中96人・中退7人)をみると、東京大42人(130人に占める割合32.3%)／京都大22人(同、16.9%)／慶應義塾大10人(同、7.7%)／中央大10人(同、7.7%)／一橋大9人(同、6.9%)／早稲田大6人(同、4.6%)／北海道大5人(同、3.8%)などとなっている。

<「予備試験」制度の在り方を検討>

29年「司法試験」合格者の“2割弱”が予備試験組で、「予備試験組」合格者の“6割強”が在学中の法科大学院生と大学生である。予備試験組の司法試験合格者は、人数、割合とも増加している。

司法試験における予備試験組が今後、学費と時間を節約できる“バイパスルート”として更に拡大・定着していけば、司法制度改革の基本的な理念の下で創設された法科大学院教育の“空洞化”が懸念される。

○ 政府・『推進会議決定』の改革方針

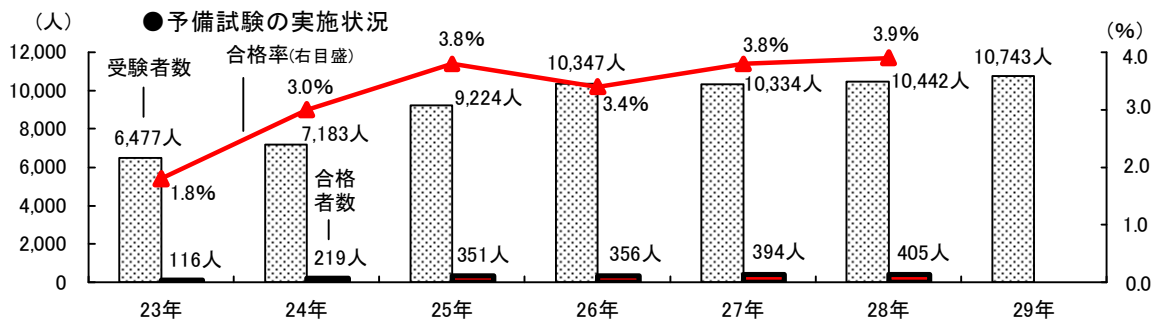
政府は27年6月、一連の法曹養成制度の改革方針を『法曹養成制度改革の更なる推進について』として決定した(以下、『推進会議決定』)。『推進会議決定』は、当面必要とされる法曹人口の輩出に必要な取組、法科大学院、司法試験及び予備試験などの改革の更なる推進を決めた。

この中で、予備試験については、創設の趣旨と現行の利用状況が乖離している点などを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点か

ら、法科大学院修了との“同等性”等の検証や運用面の改善など、次のような検討事項を挙げている。

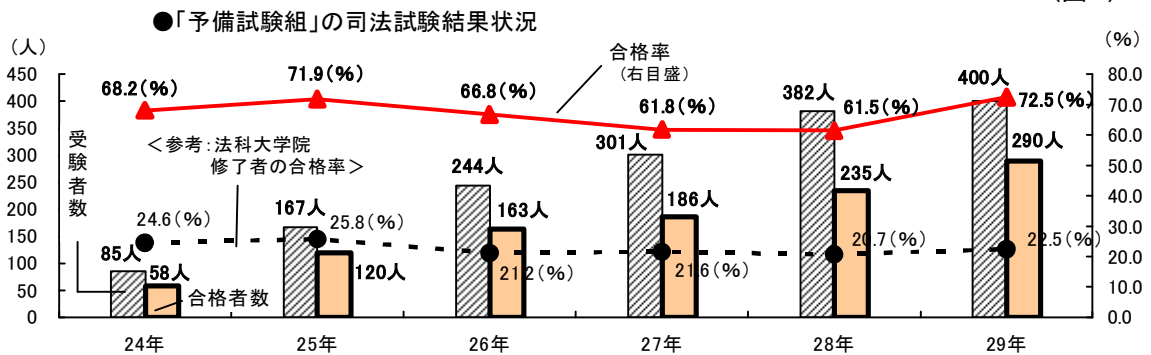
- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証するとともに、その結果も踏まえつつ、試験科目の見直しなども含め必要な方策を検討する。(⇒ 法務省)
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮する。(⇒ 司法試験委員会に期待)
- 30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗に合わせ、予備試験の趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討する。(⇒ 法務省)

(図 6)



注. ①予備試験の受験者数は「短答式試験」受験者数、合格者数は「口述試験」合格者数。②予備試験の合格率は、「短答式試験受験者数」に対する「口述試験合格者数」の割合。③29年予備試験の合格状況は29年9月末現在、未定。(法務省資料より作成)

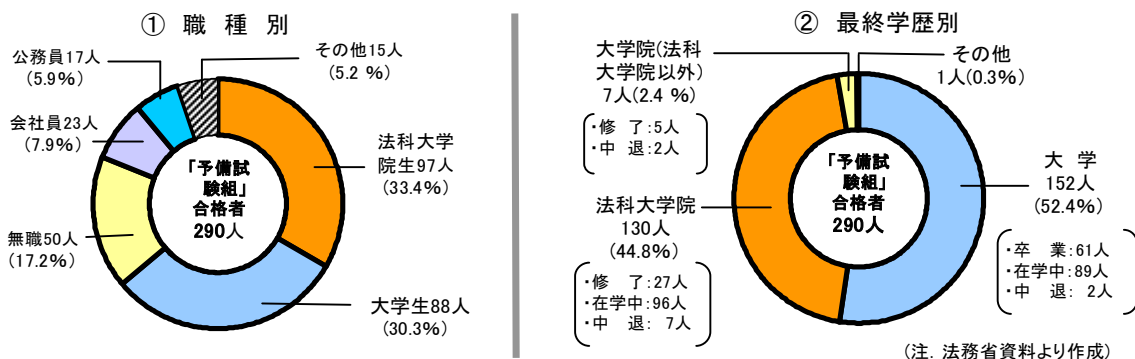
(図 7)



注. 「予備試験組」は24年から司法試験に参入。(法務省資料より作成)

● 29年司法試験:「予備試験組」合格者の職種 & 最終学歴

(図 8)





<法科大学院と司法試験>

○ 創設から14年目、法科大学院の実績：累計修了者数＝約4.3万／

「司法試験」累計合格者数＝約2.1万人／「司法試験」累積合格率＝約52%

法科大学院は16年度の創設以来、29年度で14年目を迎え、17年度～28年度の「累計修了者数」は4万2,832人にのぼる。その間の司法試験(18年～29年司法試験)の「受験者実数」(司法試験を1回以上受験した者の実数)は4万512人、「累計合格者数」は2万990人で、「累積合格率」(全体の平均)は51.81%になる。(表1・表3参照)

○ 法曹人口：「司法試験」合格者数“年間1,500人程度”

前述した政府の『推進会議決定』は、法曹人口の在り方について、次のように提示した。

「これまで直近(27年6月時点)でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、“1,500人程度”は輩出されるよう、必要な取組を進めるべきである」としたうえで、「この指針は、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」としている。

○ 「法科大学院」改革：修了者の「司法試験」“累積合格率7割以上”

『推進会議決定』は、27年度～30年度までを「法科大学院集中改革期間」と位置付けて、法科大学院の抜本的な組織見直しと教育の質の向上を図ることにより、「各法科大学院における各年度の修了者の司法試験の“累積合格率が概ね7割以上”となるよう充実した教育を目指すべきである」としている。

ところで、18年～29年司法試験における各法科大学院の「累積合格率」をみると、前述したように、一橋大80.37%／東京大78.90%／京都大78.57%／慶應義塾大76.55%／神戸大70.90%の5校が70%以上で、全体の平均は51.81%である。(表3参照)

他方、直近の修了年度別で既修者コース、未修者コースの「累積合格率」をみると、既修者コースは“修了後3年目で「累積合格率」約7割”、未修者コースは“修了後5年目で「累積合格率」約5割”に達している。

なお、17年度～24年度修了者は“受験制限”(5年間、5回)を既に経過しているが、25年度～28年度修了者は受験機会を残しており、今後、「累積合格率」の上昇もあり得る。

<法科大学院への改善提言、取組>

○ 中教審・法科特別委の提言等

中教審の法科大学院特別委員会(法科特別委。第9期<29年2月>から法科大学院等特別委員会)では、法科大学院の実態を踏まえ、法科大学院教育の改善・充実に向け、『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について』(報告：21年4月)／『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』(提言：24年7月)など、法科大学院への様々な改革・改善を提言し、その取組を促してきた。

また、文科省も法科特別委の提言等を踏まえ、「法科大学院教育改善プラン」を策定(24年7月)。法曹資格者への支援体制の整備、司法試験合格率の大幅な上昇を目指す成果目標

の設定、課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直しや組織改革の加速、法学未修者教育の充実、入学者選抜の改善、進級時における学修の到達度等を確認する「共通到達度確認試験(仮称)」の試行などについて、その更なる改善に向けて取り組んでいる。

<公的支援の見直し>

文科省は課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するため、司法試験合格率や競争倍率、入学者数などを指標にして、公的支援の見直しを行っている。

財政支援の見直しについては、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助金」の法科大学院に係る項目が減額・削減される。

○「補助金」等の“減額”措置：24年度～26年度

24年度～26年度は、課題を抱える法科大学院の組織見直しを促進するため、「司法試験合格率」や「競争倍率」、「入学定員充足率」などを指標にして、補助金等を“減額”するなどの公的支援の見直しを行った。減額等の措置に該当した法科大学院は、24年度6校(私立大)／25年度4校(国立1校、私立3校)／26年度18校(国立2校、私立16校)に上った。

○ 公的支援見直し強化・加算プログラム：27年度～

文科省は、政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定(25年7月)による法科大学院の抜本的な組織見直しへの取組要求と、中教審法科特別委の提言を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速するために、補助金等の減額措置による公的支援の見直しの更なる強化策を決定した(25年11月)。

この強化策は、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(以下、強化・加算プログラム)の形で27年度予算から適用されている。

30年度については、前述した政府の『推進会議決定』や中教審・法科特別委の当プログラムの見直し提言(27年11月)などを踏まえ、次のような運用の見直しが図られる。

◆ 30年度「強化・加算プログラム」：「3類型化」による補助金等の配分率の設定

30年度から適用される「強化・加算プログラム」は、およそ次のような仕組みである。

● 「3類型」の分類

まず、全ての法科大学院を、○「司法試験の累積合格率」／○「法学未修者の過去3年の司法試験合格率」／○「直近の入学者選抜における競争倍率」／○「直近の入学者数」／○「法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合、又は社会人の直近の入学者数・割合」／○「夜間開講の状況」の“6指標”に基づき、その成果(点数化)に応じて「3類型」に分類する。その際、「第3類型」に該当した法科大学院については、○「地域配置の状況(同一都道府県内の校数)又は夜間開講の状況(夜間開講実施の有無)」の指標を加えた“7指標”の合計点数に基づき、類型を見直す。

● 「基礎額」の設定

3つの各類型には、「第1類型」=90%／「第2類型」=A:80%、B:70%、C:60%／「第3類型」=0%といった“5ランク”に減額された「基礎額」が設定される。

● 「加算率」の設定

上記のような法科大学院の財政支援上の類型化を図った上で、質の確保を前提とした

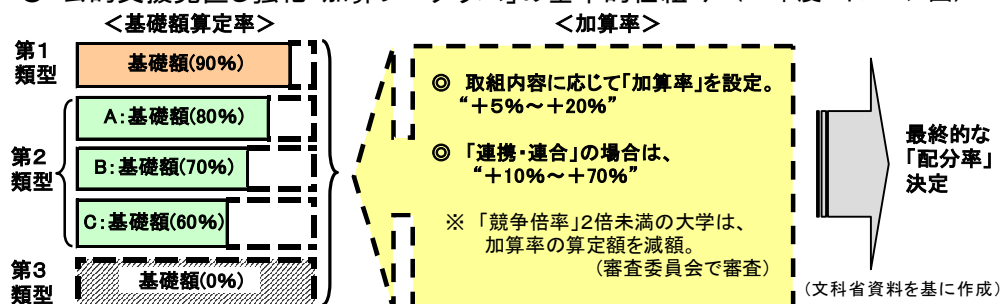
早期卒業・飛び入学制度の活用／法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的見直し／法科大学院間の連携・連合など優れた取組の提供を評価した「加算率」が設定される。

取組ごとの「加算率」は、“+5%～+20%”であるが、「連携・連合」の取組については“+10%～+70%”と、通常取組より高く設定されている。(図9参照)

◆ 法科大学院への財政支援

法科大学院への財政支援である補助金等の「配分額」は、前記のような「強化・加算プログラム」による「基礎額算定率」+「加算率」によって措置される。(図9参照)

●「公的支援見直し強化・加算プログラム」の基本的仕組み(30年度:イメージ図) (図9)



◆ 30年度 法科大学院「補助金」に係る“類型”化

文科省は29年10月、前述のような“7指標”に照らして、これまでの取組や成果等を評価し、30年度の第1・2・3類型に該当する法科大学院を公表した。(表4参照)

各法科大学院は当該ランクに応じて、今後の教育内容の充実などを提案する。有識者による審査委員会の審査結果を踏まえ、最終的に「配分率」(基礎+加算)が決まる。

●30年度 法科大学院「加算プログラムの基礎額算定率設定の類型」一覧

<表4>

類型	基礎額	該当校数	該当大学	
第1類型	90%	12校	<国立大>8校:千葉大/東京大/一橋大/名古屋大/京都市大/大阪大/神戸大/九州大 <私立大>4校:慶應義塾大/中央大/早稲田大/愛知大	
第2類型	A	80%	6校	<国立大>4校:北海道大/筑波大/岡山大/琉球大 <私立大>2校:専修大/甲南大
	B	70%	12校	<国立大>2校:東北大/広島大 <私立大>10校:学習院大/上智大/創価大/日本大/同志社大/立命館大/関西大/関西学院大/西南学院大/福岡大
	C	60%	6校	<国立大>2校:横浜国立大/金沢大 <私立大>4校:駒澤大/法政大/明治大/近畿大
第3類型	0%	1校	<国立大>0校 <私立大>1校:南山大	

注. 既に学生募集停止(廃止含む)の31校と30年度募集停止を表明した4校、及び国の公的支援を受けていない公立大2校を除く。(文科省資料<29年10月>を基に作成)

<法曹の規模と司法整備>

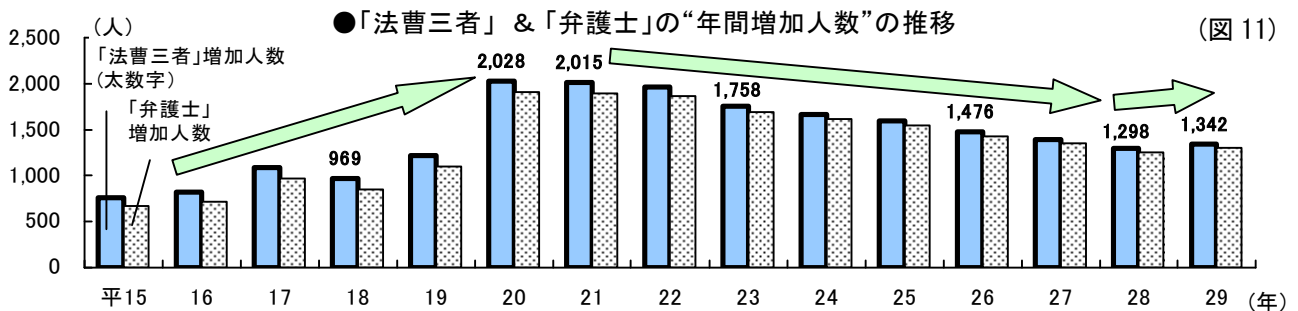
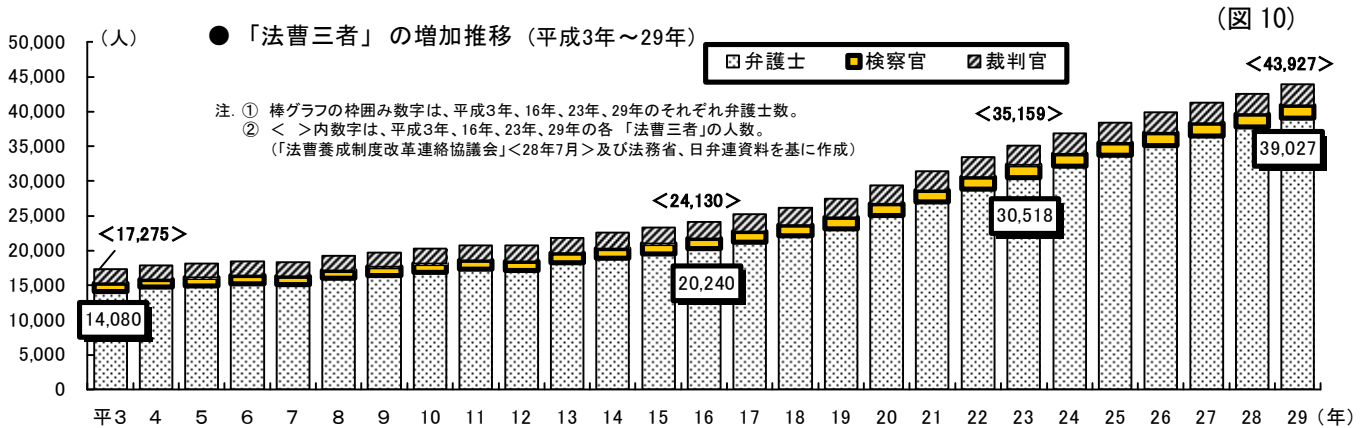
○ 法曹人口の推移

政府の『推進会議決定』は、法曹の輩出規模である司法試験合格者数を当面、“年間1,500人程度”としている。そこで、「法曹三者」(裁判官、検察官、弁護士)の推移をみている。

現在、法曹の9割近くを占める弁護士の人数は、平成3(1991)年は1万4,080人であったが、16(2004)年に2万人を超え(2万240人)、23年に3万人を超えて(3万518人)、29年には3万9,027人となり、26年間で2.8倍に増加している。

裁判官と検察官の人数も3年以降、おおむね増加している。3年には、裁判官が2,022人、

検察官が1,173人であったが、29年には裁判官が3,035人、検察官が1,865人となっている。
「法曹三者」合計では3年の1万7,275人から29年の4万3,927人へと、法曹人口は26年間で2.5倍に増えている。また、「法曹三者」の“年間の増加人数”をみると、20・21年のそれぞれ2,000人超の増加をピークに22年1,900人台、23年1,700人台、28年は1,200人台まで年間増加人数は減ったが、29年は1,300人台に増加した。(図10・図11参照)



注. グラフは、「法曹三者」及び「弁護士」の前年に対する増加人数を示す。(「法曹養成制度改革連絡協議会」<28年7月>及び法務省、日弁連資料を基に作成)

○ 司法の基盤整備

政府の司法制度改革審議会は、その『意見書』(13年6月)で法曹人口の拡大について、「平成22年頃には新司法試験の合格者数の“年間3,000人”達成を目指すべき／概ね平成30年頃までには、実働法曹人口は“5万人規模”に達することが見込まれる」と提言。

しかし、弁護士の厳しい需要状況や法科大学院の低迷などから、27年の政府『推進会議決定』は『意見書』の掲げる司法試験合格者数の目標値を“半減”(年間1,500人程度)させ、文科省は法科大学院の入学定員規模を当面、“2,500人程度”に設定した(29年度実績2,566人/30年度予定2,330人)。法曹人口も29年現在、約4万4,000人に留まっている。

法曹を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、最近では社会構造の変化やグローバル化の進展などで企業の法務部門は拡大傾向にあり、企業内弁護士の在籍状況も増加している。

国民と共にある司法を社会の隅々に行き渡らせるためには、質の高い法曹が多数輩出されるとともに、弁護士や法曹有資格者の活動領域の開拓・拡大、司法アクセスの容易化など、司法の基盤整備に向けた取組が一層求められる。

(2017. 10. 大塚)